

社会資本整備審議会河川分科会

安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方検討小委員会（第6回）

平成25年3月22日

【事務局】 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第6回社会資本整備審議会河川分科会、安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方検討小委員会を開催させていただきます。

私は本日の進行を務めさせていただきます、〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

傍聴の皆様方をお願いいたします。傍聴の皆様は傍聴のみとなっております。審議の進行に支障を与える行為があった場合には、退出いただくことがございます。議事の進行にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、まず、お手元に配布しております資料の確認をお願いいたします。A4判で議事次第、委員名簿、配席図がございます。

資料-1、第5回小委員会における主なご意見（案）でございます。A3判で2つ、資料-2と資料-3がございます。「中間とりまとめ」を踏まえた今後の対応、一枚紙でございます。資料-3、社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置工程表というA3の3枚ほどの綴りでございます。A4の冊子が2つございます。資料-4①、安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方について答申（案）、これの修正箇所着色版と、それを黒く反映したものが資料-4②になってございます。

参考といたしまして、中間とりまとめをつけてございます。

過不足ございませんでしょうか。また、乱丁等ございましたら、お申し出いただければと思います。

それでは、引き続きまして、本日の出席状況をご報告いたします。本日、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員はご都合により欠席されてございます。

社会資本整備審議会河川分科会運営規則第4条第1項に基づきまして、委員総数の3分の1以上の出席がございますので、本委員会が成立していることをご報告いたします。

カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、カメラ撮りは今後、ご遠慮いただけるよう、よろしくお願いいたします。

また、委員の皆様方におかれましては、ご発言に際しましては、事務局がマイクをお持ちしますので、冒頭、お名前のご発言をした上で、ご意見等をお願いできればと思います。

それでは、これから議事に入りたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

【委員長】 ○○でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

年度末のお忙しいところ、ご出席くださいます、どうもありがとうございます。

それでは、早速、議事次第にのっとりまして、進めたいと思います。

1番目の「中間とりまとめ」を踏まえた今後の対応につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、事務局よりご説明いたします。

まず、前回の主なご意見につきましては、これを踏まえて今日の答申案を作成しているということでございます。また、答申案の説明の際にご報告をさせていただきたいと思っておりますので、内容の説明は省略させていただきます。

前回、前々回、委員長から、「中間とりまとめ」で出させていただきました具体的な取組に対して、今後、どのような対応をしていくのかということについて報告するようにご指示をいただいております。まだ、検討を始めたばかりというものが多数ございますが、整理してまいりましたので、ご報告いたします。

資料－2でございます。資料－2の真ん中より左側、中間とりまとめと書いてございますが、これが中間とりまとめの中身でございます。1. (1)、(2)、(3)、(4)、(5)の部分があり方としておとりまとめいただいた部分でございます。

その隣の①、②の形で書いてございます部分、これが具体的な取組ということになってございます。全体の中間とりまとめでまとめていただいたもの全てをここに記載してございます。その一番右側の欄、今後の対応という部分にナンバーで1から12までつけている部分、それから、ナンバーのないところがございます。こういったことを今後、対応として取り組んでいくということを考えているということでございます。

ナンバーにつきましては、資料－3でございます。資料－3は昨日、国土交通省の社会資本の老朽化対策会議、大臣筆頭の会議がございました。その中で、今後の老朽化対策の省全体としての具体的な取組を昨日、公表いたしてございます。その中の河川の部分に係る部分について番号をつけてございまして、これが先ほどの資料－2の番号と対応しております。これも使わせていただきまして、「中間とりまとめ」は必ずしも老朽化対策だけではございませんので、一部、資料－2に記載しているものもございまして、簡単にご説

明いたします。資料－2をご覧ください。1. (1) の①河川管理水準の確保に関する河川制度の整備でございます。

(2) の③地域の安全を支えてきた体制の維持・充実ということで、市民団体等の位置付けを河川の管理上明確にする制度整備というものがございます。これが5番になってございます。同じものが資源・エネルギー、3. (1) の③でございます。こちらにも環境面で河川の市民団体等の位置付けを明確にするということが再掲されてございます。この部分が現在、河川の法制度の検討ということで、資料－3にも位置付けがなされてございまして、2ページの下段の部分、上段にも一部、再掲している部分がございますが、一番下の維持管理等に係る法令改正ということで、現在、私どものほうで検討を進めているということになってございます。河川の部分で維持・修繕・点検の規定の整備や河川協力団体制度の創設ということで現在、法改正の検討を進めている部分でございます。

法律関係を先にまとめてご報告しますと、2. 危機管理の部分がございます。これも①と②についてご提言をいただいているところでございますが、これに関する制度整備、河川の管理と水防の連携強化のために河川管理者から水防管理団体への的確な情報提供等を水防計画に明記することとする等の制度整備、あるいは②の最初でございますが、地下街、要援護者利用施設、民間企業等による被害軽減や自衛対策の促進を図る制度整備という部分につきまして、現在、水防法改正を河川法改正と並立して検討を進めているところでございます。

法律改正関係の最後のところがございますが、3. (1) の資源・エネルギーのところの①エネルギーとしての流水の活用促進ということで、小水力関係の手続の簡素化・円滑化に関係します河川法の改正の検討を現在進めているところでございます。以上が法律関係の対応ということで、ご報告をさせていただきます。

また、全体としまして、河川の維持管理に関する部分が1. (1)、(2) のあたりになります。これが全体として資料－3の2ページ、現場を支える制度的な対策ということで地方公共団体への支援、維持管理等の担い手支援、こういった形でこの中に、河川の取組として組み込まれているということになってございます。我々、事務局サイドとしてもこういう具体的な内容について、現在、検討とスタートを開始しているところでございます。

後段の、主に長寿命化に関しますような部分や技術開発、技術基準に関係します部分が1ページ目でございます。番号で言いますと、6番から12番ぐらいまでの内容が1ページ目の内容に含まれてございます。基準・マニュアルの策定・見直し、維持管理・更新に

係る情報の整備、新技術の開発・導入等、この中の河川の部分にいただいた提言の内容が取り込まれている形で、我々も今、技術基準の改訂の検討、マニュアルの策定、データベースの構築、こういうところを取組を進めているところでございます。

個々をご説明しますと時間をとってしまいますので、説明はこういう形でさせていただきますが、いただいた提言につきまして具体化するべく、今、スタート、あるいはもう既に取組を開始しているところでございまして、今後とも先生方のご指導をよろしくお願ひしたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま資料－２、資料－３についてご説明いただきましたが、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

資料を見ると、随分、今回の議論は河川の制度整備にかかわってくるんですね。

最初に１つだけ私から質問です。ほかの説明に比べて相対的に説明が足りなかったような気がするのでご説明願います。資料－２の一番上です。管理水準の確保に関する河川制度の整備とありますが、河川制度の整備というのは具体的にどんなことをいうんですか。

【事務局】 これは資料－３の２ページの下段になってございます。一番左の国の一元的なマネジメント体制や法令等の整備の２番目のポツでございまして、的確な維持管理・更新の実施に向けた法令等の整備の推進ということで、河川法の中にこういう維持管理の規定、提言にもございますけれども、道路法等に比べるとその部分が弱いということで、私ども河川として、維持・修繕・点検等につきまして、今、規定の整備等を検討しているということでございます。

【委員長】 わかりました。河川制度という言葉は、私が思っていたのは、河川整備計画とか河川整備基本方針とか、法律の計画制度を言うことだと思っていたんですが、この書き方だと、広い意味の法制度を見直すように聞こえるんですが、これでよろしいんですか。

【事務局】 今日の答申案にも出てまいりますので、今のはご意見として伺いたいと思います。河川制度と言うと、確かに計画も含めて幅広いものというふうに誤解を受けるかと思えます。全体としては制度整備という形で結びをさせていただきましたので、今のご意見を踏まえて修正を検討させていただきます。

【委員長】 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】 ○○です。マトリックスで大変見やすくまとめていただいて、ありがたいんですが、1つお願いしたいことがあります。

マニュアルの整備というのは県にとっても大変ありがたいことなので、ぜひ、河川管理施設のマニュアル整備を進めてもらいたいんですが、一方で、大河川と中小河川というのは点検とかも違うと思いますので、その辺の区分け、あと、それが法制化されると、今後、人力的、財政的に地方で間に合うかどうかという問題もありますので、ぜひ、地方の意見もこのマニュアルの中に入れていただいて、つくっていただきたいと思います。これもお願いします。

【事務局】 これもご提言、あるいは今日の答申案にも今のようなご主旨、特に中小河川についてきちんと技術的な検討を踏まえてマニュアルなりをつくるということと、法制化の検討の中でも、基本的にはそういった必要最低限の基準を構築していくべきであるということと検討させていただきたいと思いますので、そこがうまくかみ合うような体系をつくっていくこととなります。ただ、この議論にもございましたけれども、技術的には中小河川の技術がまだ積み上がっていない部分もございますので、今、都道府県の技術者の方々とも一生懸命議論を進めさせていただいているところでございまして、今後ともご指導のほう、よろしくお願ひしたいと思っております。

【委員】 お願いします。

【委員長】 ほかにはいかがですか。

どうぞ。

【委員】 資料-3は昨日、省内で検討された資料ということなので、これからもっと煮詰められると思うんですが、例えば、資料-3の1ページ目ですと、基準・マニュアルの策定だとか、維持管理・更新に係る情報の整備というのは、平成26年の3月末までにある程度めどづけをした後、運用するという工程になっていますが、一番下の新技術開発・導入等、これはもちろん、技術というのはこれから、それぞれ開発していくというので、工程がなかなか策定できないというのはわかるんですが、ずっと何年もやるんだということになっていて、少しめり張りがいいのかなど。これは今後、検討していただいたら結構だと思んですが、例えば、アイテムを抽出し、それに対して具体的なことを考えて実用化するという、上と同じような、もう少し具体的な工程を出してみたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

【事務局】 今ほど委員のご指摘がございまして、これは省全体として初めてとりまとめたということがございますので、河川につきましても先生ご指摘のように、新技術の開発そのものは不断に続けていかなければいけないという意味では、ずっと続いていくものだと思うんですが、個々につきましてもちゃんとスケジュール感を持ってということで、河川としてのきちんとした具体の整備を今後ともしていくようにしていきたいと思っております。

【委員】 お願いします。

【委員長】 これは次の主要議題とも関係しますので、後ほど、これも含めてご議論いただくことにいたしまして、本日の主要議題であります答申（案）についての審議に入りたいと思っております。

本日のご審議により答申をとりまとめたかと考えております。記載すべき内容について、委員の皆様活発なご意見をお願いしたいと思っております。

事務局より答申（案）の資料の説明をお願いします。

【事務局】 それでは、資料－４①でご説明をさせていただきます。②のほうが色がなないので見やすいという部分もございますので、お手元で見やすいほうを見ていただけたらと思いますが、説明は①でさせていただきます。

資料－４①の表紙の部分に修正の箇所についてご説明させていただいてございます。赤字で書かれた部分は前回のご議論の中で残された論点の部分、いただいたご意見等で修正、追加をした部分でございます。青字は、事務局でわかりにくい部分につきまして、文章の内容等を補足したところでございます。この赤字のところを中心に今日はご説明をさせていただきます。

まず、目次でございます。最初、開いていただきまして、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの構成は変わってございません。前回ご議論いただきました、今後さらに取り組むべき課題につきまして、１枚めくっていただきましてⅤのところ、今後の河川管理を巡りさらに検討すべき課題ということで整理をさせていただいたところでございます。

では、本文に入らせていただきます。まず、１ページ目でございますが、前半の青字部分は諮問文の引用をさせていただいてございます。そういうことで文面が増えているということでございます。

次に、２ページでございます。２ページからしばらくは青字の文言の修正のみでございます。

７ページ、環境の部分につきまして、前回の論点の中から環境に関係します生態系ネッ

トワークの形成の部分と水質事故の部分の課題をここに整理させていただいてございます。

3. 危機管理に関しましては、7ページの下から8ページにかけてでございますが、前回、水防団のみの記載になってございましたが、消防団も水防に強くかかわるということで消防団も加えまして、「水防団員等」という形で整理をさせていただいてございます。

また、8ページの冒頭の部分でございますが、論点にございました水防団員等の減少の課題を追記させていただいてございます。

10ページからが今後のあり方の部分の修正になります。まず、(2)の人づくり、仕組みづくりの部分でございます。前回もございましたが、土木、河川の管理の分野の重要性、必要性を広くアピールすることによって、技術者を積極的に確保するような努力が必要だということを追記させていただいてございます。

11ページ、システムとしての施設管理ということで、河道と施設を一体的なシステムと捉えという部分だけではなくて、まず一つは、堤防という一連のシステムとして考えるべきであるという部分。もう一つは、時間的な流れとして計画、設計、施工、維持管理、全体もシステムとして考えるべきであるというご意見を前回いただいていたので、その部分を追記させていただいてございます。

危機管理に入ります。14ページの地域の防災力との強固な連携の部分でございます。これにつきましては、前回の論点から水防技術の維持・向上の部分を追記させていただいてございます。

15ページの資源・エネルギーとしての河川の利活用の部分でございます。前回いただいたご意見の中で、市民団体の活動は非常に重要であるということで、さらに一層支援をしていくという部分を追記させていただいてございます。

16ページでございます。前回の論点の中で、先ほど課題で追加しました部分を受けてのあり方として、生態系ネットワークの形成に関しての河川管理者の役割、広域の水質事故における河川管理者と関係機関の連携の強化、こういった部分をあり方として追記させていただきました。

以上があり方の部分への追加でございます。

17ページからが具体的な取組への追加になります。これは委員会の当初の議論にはあったんですが、あり方と具体的な取組の関係がわかりにくいというご指摘もございましたので、事務局であり方の1.(1)から3.(2)までと、具体的な取組の1.(1)、3.(2)はちゃんと対応していますということを明記いたしました。

先ほど、委員長からご指摘がございましたように、①の河川制度の整備という表記につきましては、他との横並びで修正をさせていただきたいと思えます。

18ページから幾つか修正がございます。まず、技術継承、人材育成でございます。前回のご意見の中で管理経験者の活用について、もう少しきちんと書き込むということがございました。そういうことで管理経験者を活用して技術継承し、管理水準を持続する仕組みを整備するべきであるということを明記させていただきました。

それから、経験のないような技術を使ったときに現場でミスマッチが起きているのではないかとご指摘もございました。それを踏まえまして、そういう技術を適用する場合には、経験を蓄積したナレッジデータベースとか管理経験者の助言を活用するという点について、追記させていただいております。

地域の安全を支えてきた体制の維持・充実の部分でございます。入札契約の改善、これはもともと書いてございますけれども、特に、維持・管理の持続性ということを注視したような発注手法もあるのではないかとご意見がございましたので、その点を追記させていただいております。

④都道府県等の支援体制ということで、財政等の支援に当たっては、実際に活用しやすい仕組みとすべきであるというご意見をいただきましたので、その部分を追記させていただいております。

20ページでございます。技術開発の部分でございますが、④の技術開発等、新技術を積極活用するということが前回ございましたが、開発を促すことも大事だということで、「開発を促し」ということを追加しまして、その関連で、最初のポツ「維持管理の実態や課題に係る情報提供等を通じて、民間や研究機関による新技術の開発を促す」という部分と、最後、3番目のポツの後半でございますが、「他分野において活用されている新技術を、河川の管理に応用し実用化する検討にも努めるべきである」という部分を追加してございます。

もともとありました新技術の開発環境について、現場での試行を容易とする環境づくりと、これも促す施策ということでこの部分に移動してございます。

戦略的マネジメントの部分につきまして、先ほどの課題でもございましたように、地域とか技術者の理解を促して、この分野に参入していただくということも含めて、河川管理の必要性、重要性を積極的に広報するべきであるという部分を追加してございます。

21ページの③の戦略的マネジメントの導入の部分でございます。これまで、先ほどの

システムの議論にございましたが、全体として戦略とは何かということを書いてあるところがございませんでしたので、堤防、河道のような自然のものから機械設備のような非常に幅広いものを管理するという河川の特徴を踏まえて、そういったものをマネジメントするということの戦略と、それを中長期にわたって安全を確保していくという戦略、そういうものとして導入すべきであるということに記載してございます。

22ページ、水防の部分でございます。①の後段に3つ書いてございます。

まず1つは、水防団の社会的認知度の向上、若手への水防技術の伝承という部分でございます。

2番目につきましては、水防の技術開発の内容でございます。その中でも特に、堤防決壊等の危険な作業に関する技術というものについて、無人化施工等についても記載をさせていただいてございます。これは前回の論点からの追加になってございます。

具体的な取組の最後でございます。24ページでございます。先ほどの環境に関するあり方を受けた具体的な取組の追加ということで、③といたしまして、地域と連携した広域的な生態系ネットワーク形成の促進ということ。④といたしまして、安全な水質の確保に係る情報共有体制の強化、これを具体的取組として前回の論点より追加をさせていただいてございます。

最後、4.といたしまして、全体を通じての取組のフォローアップということで、これも前回ご意見をいただきまして、管理に関する具体的な課題でございますので、今後のフォローアップをきちんとやっていくべきではないかということでご意見をいただきましたので、この点について、ここに明記をさせていただいたところでございます。

25ページからは新設の部分になりますが、今後の河川管理を巡りさらに検討すべき課題という内容でございます。基本的に前回いただいた論点、ご意見を整理させていただいた内容でございます。新設の部分ですので、少し詳しく目にご説明させていただきます。

まず、1. 現況の治水安全度や計画規模を上回る洪水への対応に向けてということで、大きな水害への対応でございます。まず、(1)が前段といたしまして、背景、近年の動きを記載させていただいています。最初の段落につきましては、平成20年の適応策の答申、近年の水害の多発を記載させていただいてございます。

次の段落、一方以下は、3.1.1の津波災害を踏まえた新しい防災の考え方が津波防災地域づくりに向けた法制度についての記載をさせていただいてございます。

3段落目、さらにこの部分でございますが、先般のニューヨークの大きな都市水害につ

いての記載をさせていただいております。最後の行でございますが、大都市固有の問題を検討する際の重要な水害事例ではないかということに記載しております。

最後の段落、津波災害に関してというところでございます。そういった防災に関する新しい取組の考え方も出てきているということで、河川、洪水対策についても、そういった検討の機運の高まりを記載させていただいております。

(2) から具体的な中身になります。基本的には前回の論点の整理になってございます。(2) が水害リスクの評価ということで、そのような大きな洪水のときに流域でどういうことが起きて、どんな被害があるのかということそのものが大事であって、そういったものを津波の教訓を踏まえながら検討する。その上で影響を勘案し、水害リスクを評価していき、そのための技術的な検討を行うということが課題であるというふうに記載しております。

ニューヨークの水害も踏まえますと、近年、大きな水害がないという意味では我が国も同様でございますが、我が国はさらにゼロメートル地帯に大きな都市がございますので、今回のニューヨークの経験を踏まえて、大都市固有の水害リスクはどのようなリスクがあるのかということに対して検討していくことが課題であるということを書いてございます。

(3) 治水施設等による対応、まず、そういったものに対してハード面での対応についての整備でございます。現況の治水施設が大きな効果を果たしてきているということは、これまでの水害でも強く認識されているところでございまして、そういったものを十分に把握し、まずはどのような対策が流域の中であり得るのかという検討をする、そのための技術の体系化を進めていくことも課題であるということでございます。また、その際の現況の施設の操作、あるいは管理も検討課題であるということに記載しております。

前回もご意見がございましたが、大きな洪水だけではなくて、地震とか津波に対して施設がどうあるべきかということについても、リスクを踏まえて検討することも課題であるということだと思います。

最後でございますが、ゲリラ豪雨による都市水害については、河川、下水の一体的な取組が強く期待されるということを書かせていただいております。

(4) 流域における被害軽減ということで、ソフトを中心とした、一部、ハードもございますが、ソフトとハードの対策を書いてございます。

まず、津波防災地域づくりの制度では、関係者が一体となってリスクを共有してどういう対策をするかということが考えられるようになってきていて、洪水対策においてもそう

いった形が必要ではないかという部分を書かせていただいております。

それから、特に大規模水害の際には大河川を管理している国と地方がどう連携協力するか、その具体的な危機管理の備えについても課題ではないかということを書かせていただいております。

以上が洪水に関する検討すべき課題、さらに検討すべき課題としての整理でございます。

2. が主に環境面でございますが、魅力ある河川を残していくためにということで、前回も河川法が変わって以来、環境に関する取組があるけれども、総合的に治水も含めて取り組むべきであるというご議論がかなりございました。それも踏まえまして整理をいたしてございます。1 段落目の後段でございますが、生物多様性に関して河川全体として目指すべき方向が明確に示されていないこと等もあって、個々の現場での個別対応はかなり進んでいるけれども、そういったものの戦略性は乏しいのではないかとこのことを記載してございます。

それを踏まえまして、平成24年に生物多様性国家戦略が法のもとにつくられてございます。そういうものを受けて、河川についても国レベルで目指すべき方向を明確にし、それを具体化するために現場に示すべきルール等を検討することが課題ではないか。そういったもとの、河川環境の整備と保全を内部化した川づくりの仕組みを再構築し、本格的に治水、利水、環境が一体化した管理としていくべきだということを書かせていただいております。

(2) まちづくり等との一体の取組でございます。世界各地で川とまちが融合したような美しい風景であったり良好な環境がある中で、日本もかつてはそういう歴史、文化に根づいたような川とまちの関わりがあった。ただ、現在、さまざまな取組がなされているところではあります、まだ十分ではないのではないかと。現状でも景観とか水環境については問題がある川も多くあるということでございます。そういったことでシンボルとなるような都市空間の形成が各地で進められているところでもありますので、そういったものとあわせまして、歴史、文化のある都市にふさわしい魅力と品格を備えた川づくりが進むように、まちづくりと一体となった川づくりの方向性を検討することが課題ではないかということで整理をさせていただいております。以上が2. の環境面の整備でございます。

以上が今後、さらに検討すべき課題ということで整理させていただいた内容でございます。

最後、あとがきの部分につきましては、以上の具体的な取組については、本答申を踏ま

えた積極的な取組を求めるものであると。また、最後に整理させていただきました、さらに検討すべき課題につきましては、今後、改めて議論を深めていくことを望むものであるという形で整理させていただいてございます。

以下、名簿と審議経緯をつけさせていただいてございます。事務局の説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいま、前回のご意見を踏まえて、事務局に答申案を作成いただいたところですが、年度末の審議となります今回をもって答申に関する議論をまとめたいと考えております。また、社会資本整備審議会河川分科会運営規則に基づきまして、本小委員会の議決をもって答申とすることとしていますので、皆様方の活発なご議論をお願いいたします。

それでは、どうぞよろしく申し上げます。

これは答申ですので、国土交通省水管理・国土保全局に対して委員会としてはこういう答申をしますということで、そういう視点でご議論をいただければと思います。

先ほど事務局からご説明がありましたが、24ページの4に「取組のフォローアップ」が書いてありますけれども、委員会として、今後、事務方にしっかりと対応していただけるようにフォローアップをするようにということで書かれています。

それでは、〇〇委員、お願いします。

【委員】 〇〇でございます。真っ赤な25、26ページのところです。その前のところでは、維持管理とか人材のデータベースを整備し、それを運用していくということが書いてあるんですが、25、26ページにそういう言葉が出てきていないのではないかと思います。

関連して、資料-3にも維持管理・更新のところにプラットフォームをつくって一体化運用をするということが今後のことと書いてありますので、今後の取組の中に、せっかくその前のあり方で議論をした資本とかいろいろな情報、人材に関する情報を生かすというのがここに入っているのもいいのではないかと感じました。

以上です。

【委員長】 それでは、Vの今後の河川管理を巡りさらに検討すべき課題と、その前のところとの関連について〇〇委員は言われましたが、この辺の考え方の説明をお願いします。

【事務局】 基本的には、Ⅲの今後のあり方に沿って、我々は今後の管理につきまして

は検討を進めていくということになっていくと考えてございます。ですから、今ほどの部分につきましても、その中で具体的な取組も含めて我々としては取り組んでいきます。

Vにつきましても、それをさらに越えて、今回、議論し尽くされていない管理に関する課題としてここにセットさせていただきました。これはあとがきにもございますが、今後のご議論によりますけれども、さらにまたその場で議論を深めていただく。その中で多分、こういうテーマの中においても、今のようなデータの扱いとか人材の問題とかも出てくるということは想定されると思うのですが、そこら辺はさらに議論をその場で深めていただくことが筋ではないかと考えております。

【委員長】 この答申が「安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方について」と非常に大きいテーマになっていますが、スタートのときは維持管理がメインでしたから、今おっしゃったものだったのですが、今後の河川管理ということで、現況の治水安全度や計画規模を上回る洪水とか、環境問題をどう考えるのか、これからの河川管理をどう考えるということも含めて、この委員会で課題について議論させていただきました。今、先生が言われたことはもちろん入ってくると思うのですが、答申の中では、河川管理の骨格に触れてるところを議論していただいたと考えていただければいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【委員】 もっと上位な意見になっているということですか。

【委員長】 今後の河川分科会の中でここまで検討、議論していこうとしていますが、この委員会からの答申として、こうやっていってほしいと提言をしています。そうすると、事務局は答申に基づいて次のステップに議論を進めるということだと思っております。

事務局、これでよろしいのでしょうか。

【委員】 わかります。前回もそういう議論があったと思うんです。わかりました。

【委員長】 ですから、今のご意見はIVの具体的な取組までのところで議論されていなければならないということだと思っております。

よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【委員長】 どうぞ。〇〇委員。

【委員】 細かいところも多いんですけれども、4点ほどお伺いします。

まず、11ページの一番下の赤の部分で、「堤防という線状に連続した施設では、一連の河川をシステムと見て安全性を確保する」というのはもっともなんですが、河川をシステ

ムと見て安全性を確保するという主旨は、別に堤防に限った話ではなくて、取水堰とかそういうものも全部含めてシステムではないかという気もするんですが、それはそれでよろしいんですか。

【事務局】 今ほど先生のお話いただいたようなことは、もともと中間とりまとめ等には入っていて、むしろ、今のことが抜けていたので足したというのが今回の事務局の主旨です。例えば、河道と施設、全体としてシステムと見るべきというのはもともと入っていて、前回、ご意見の中で、堤防は安全を確保するために必要な一連のシステムではないかと、そういう見方、視点が抜けているのではないかというご意見があったので、この分を足しております。河川の中に組み込まれている全体としてのシステムというものと、堤防が最終的には洪水があふれるのを防いでいるという線状のシステムという部分と、時間系列での計画から維持管理までというシステムと、システムというものは3つの考え方があるのではないかというご意見だったというふうに考えまして、こう記載をさせていただいてございます。

【委員】 わかりましたが、読み方によっては堤防に関してはというふうに読めてしまうかなという気もしましたもので。おっしゃることはわかりますし、堰をごちゃごちゃいじっても河川のシステムは変えられないですけれども、堤防をうまく工夫することによってシステム全体を変えていくこともできると思いますので、その辺の書き方があっていいかなと思います。

【事務局】 わかりました。検討させていただきます。

【委員】 2点目は、もっと単純な文言の問題で、25ページ、1の(1)の2段落目です。これはちょっと矛盾して聞こえると思うんですが、『災害には上限がない』ことをあらためて認識し、最大規模の災害」と言うのと、ちょっとおかしくないですか。上限がないと言っておいて、その次、最大規模と言うと、何か上限をつくっているようにも聞こえるので、これは変えたほうがいいかなと思います。

【事務局】 一応、津波の場合には、ご存じのようにレベル1、レベル2があり、レベル2も形として数値的な目標がございますので、そういった意味では上限がない中でも、アッパーを設定されているということだというふうに考えてございます。表現につきましては検討させていただきますが、これはそこに書いてございます国で定めました指針の文章をほぼ引用してございますので、検討させていただきます。

【委員】 では、これは実際、何らかの最大規模クラスを想定してということ自体はな

かなか変わらないですか。私は、将来的には、書かれているとおり、日本の平野が形成されてきたような過程を考えれば上限はないですね。

【事務局】 津波のときの議論ですが、L1、L2というものを設定し、L2についてソフトとハードで守るというときに、考え得る最大限のものを想定し、それをL2にして、そこで避難体制をどうするかということをきちんと議論しないといけないという考えで津波浸水想定とかを設定しています。そういうものがもともとない津波避難ビルとかをどうつくるのかとか、高台移転といっても、高台以上のものが来たらどうするんだとかいろんな議論になってしまいますので、基本的には最大規模。我々が通常考えていた上限をはるかに超えるものなんだけれども、最大規模のものを想定して、高台移転ですとか避難ビルをきちんとやろうという議論で基本指針は決まっております。

ですから、ある意味、災害には上限がないというのは、いわば我々が通常考えているような想定は超えることがあるんだよというキャッチフレーズとして言われているのではないかというふうに思います。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。そういう議論だといいますが、津波避難ビルとかであれば、全員を守るということを考えての議論かなという気もするんです。災害の規模がどんどん上がっていくにつれてちょっとずつ被害は出ていくんだけれども、その傾きを緩やかにするとか、設計基準を作らずに、災害規模に応じて被害率が連続的に変化するような社会基盤整備の議論もあるのかなと思ってお伺いしたんですが、それは全体の話とずれてきますので、それで結構かと思えます。ありがとうございます。

あとは細かいことですが、26ページの最下段から「河川と下水道が連携した一体的な取組が強く期待される」という書き方で、さっきの〇〇先生のご意見とも関連するんですが、ここに書かれていることは、まだ何もできていないんだけれども今後考えていかなければいけないという話のように聞こえますが、こういう話はある程度進めてはきていますよね。特に、河川と下水道と、しかも、都市計画まで含めた議論をする中で...、でも、まだ課題は多いので引き続きやっていくという課題というのがあるということかなと思えました。

【事務局】 今のようなご主旨、特に、これにつきましては、前回もこういったことが重要であるというご意見もございましたので明記してございますので、今のようなご主旨も踏まえて、修文をさせていただきます。

【委員】 ありがとうございます。

最後に、27ページの環境のところ、「特に生物多様性に関して河川全体として目指すべき方向が明確に」と、下のほうで生物多様性の話があるのはいいと思うんですが、生物多様性に限らず、環境としての目標像がまだ明確になっていないのかなという気がして、その中で特に生物多様性というのがちょっと違和感があるかなと思いました。

【事務局】 そのような形で修正をさせていただきます。

【委員】 長くなりまして、申しわけないです。

以上です。

【委員長】 最後のご意見は私もそう思います。

先生が言われるのはもっともですが、河川と下水道の間でやるべきことをやっていないのではないかと。やっちはいるんだが、それではだめよ、もっとちゃんとやろうよということで新しい課題として挙がっているとっていただいたほうがいいと思うんですよね。

【委員】 わかりました。

【委員長】 どうぞ。では、〇〇委員。

【委員】 〇〇です。

ちょっと確認します。21ページの「戦略的マネジメントの導入」という概念ですが、③のマネジメントの導入というのは結構難しい文章ですけれども、河川はいろいろ維持管理していくのに大変難しいんです。河道や堤防は劣化しなくて変化していくということであれば、対症療法といいますか、そういうことになるかと思います。あと、水門とか樋門、あるいは機械設備は予防保全とかアセットマネジメントをイメージされているのか、あるいは、そうではなくて、点検のデータベースから点検のマニュアルをつくって、定期的に点検をして補修していくということが予防保全ではないのかという概念が少しわかりにくいんですが、そこを教えてもらいたいんです。

【事務局】 今のような議論は、たしか第2回でも同じような議論がございました。基本的に、予防保全というものをJISなどの定義を使えば、事前に適正な状態を保つことということなので、劣化しないような堤防のようなものも、日々の巡視点検、補修の中で一定の状態を保っていく、これもある意味では予防保全だと、そのときにご説明させていただいてございます。また、機械設備、鋼構造のように劣化していくものについて、事前に補修とか塗装をしながら一定の状態を保ち、ある程度以上になったら更新をしていくというもの、これがわかりやすい予防保全だと思うんですが、事前に適正な状態を保つという意味では、予防保全であることにはかわりないということだと思います。

ただ、今、委員のお話のように、その中身が全く性質が違うということを我々はちゃんと理解した上で、その中でどういう点検、補修のやり方が正しいのか、適切なのかというのを考えていくというのが、冒頭に書いてある前半の主旨だと思います。

そういうものが全体としてまじって組み込まれているのが川でございますので、それを中期的に見たときに、お金の問題、人の問題もそうだと思いますが、時間的に配分をしてやっていくべきということを中心に中期にわたりマネジメントすることも大事であるという、両方を考えていくべきであるというのがこの委員会でいただいたご意見、ご議論だと私どもは考えて、こういう整理をさせていただいてございます。

具体的には、その下の2つのポツのようなさまざまな事業の調整、中長期の推計をやっていくことになると思うんですが、それもおのおのの部分、堤防的なものと構造物、施設系、機械系の部分と両方について、方法論は違うけれどもやっていくというふうに考えていくべきだと、私どもは今後、この答申をいただければ取り組んでいくんだらうと考えているところでございます。

【委員長】 どうぞ。

【委員】 わかりました。今ので確認できたんですが、河川は橋梁、トンネルと違って、単純にアセットマネジメントは難しいと思うんですが、そういうことを考慮しつつデータベース化し、点検しということで、いずれ予防保全に向かっていくという概念だということと理解ができましたので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

【委員長】 ただ、この文は難しいですね。今、〇〇委員が言われたように、もうちょっと読みやすく、ここの赤いところは大事なことを書いていると思うんですが、2つあるということを書いて、総じてやれという。他の文章と違ってここは難しいです。わかりやすく、この主旨で修正をお願いします。

【事務局】 わかりました。

【委員長】 ほかにどうぞ。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 〇〇です。前回、欠席させていただいて、申しわけありませんでした。それも含めてお伺ひしたいことがあります。今回のものはかなり煮詰まってきて、いい内容になっているのではないかと思います。

先ほど追加されたものの中で、24ページの「4. 取組のフォローアップ」ということで、ぜひ、こういうことを記載していただきたいなと思っていたのですが、いわゆるPDCA

というサイクルがあって、その中の一つがフォローアップではないかと思うんです。ですから、こういう河川管理というもののあり方の中で、PlanとDoとCheckとActionというPDCAを意図的にやっていくという姿勢が必要ではないかと思って、本来それがあるべきだというのが前提なのかもしれませんが、それをどこかに記載したらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

2点目は、前回出ていなかったのもので赤いところであれですが、データベースを構築するというのが一つの大きなアクションアイテムになっていて、そういったものが今後の管理という意味ではキーになるシステムであり技術になると思うんです。本来はデータベースというのは何のためにそういうものをつくるのかという、データベースに期待する機能というんですか、それがあって、そのために応えるデータベースをつくる、逆に、そういうデータベースからどういう成果が期待できるか、得られるかというあたりをもう少し明確にされたらどうかなと思います。

【委員長】 今のは何ページですか。

【委員】 17ページです。管理技術を継承する人づくり、仕組みづくりです。

以上の2点です。

【委員長】 いかがでしょうか。

【事務局】 まず、フォローアップのところにつきましては、主旨は先生のおっしゃるような主旨で記載をされているということだと考えております。PDCA型、これまで、前回の19年の答申のときもそうでしたが、今、見つからなかったんですけども、サイクル型という言葉がこの中でも記載をさせていただいてございますので、今、先生のおっしゃる主旨が4.の中に入るように修文、追文をさせていただければと考えました。

それから、データベースの使用目的をもう少しきちんと書いた上で具体化ということだというご意見だったと思います。17ページは、むしろ、具体的に何をやるかだけを抽出して書いてございますので、そういう部分は薄いかと思いますが、10ページの一番下の段から11ページにかけて、「河道及び河川構造物」という記述があり、ここにはデータベースを何のためにという部分を記載して、それを受けて具体的にはということが17ページからというふうに考えてございます。

具体的に言いますと、11ページの2行目からです。「また、作成されたデータベースが、管理技術の基準化の検討、技術開発、管理職員の研修等に幅広く活用されるように努めていく必要がある」というところに今のようなご主旨が反映されているのではないかと思います。

ているのですが、足りなければ、またご意見をいただいて、修文するのかなと考えております。

【委員】 管理計画というものを策定して、そして、この中のどこかに書いてあったんですが、予算の平準化、あるいは優先順位をつけたり、今までやられた技術を横通しするとか、管理を具体的に推進する上でこのデータベースが非常に役に立つと思っていて、そういうこともどこかに書いてあるかもしれませんが、まとめて記載していただければいいかなと思います。

【事務局】 今ほどのご意見を踏まえて、ここの部分に追記をさせていただきたいと思っております。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、ほかには。

では、〇〇委員、お願いします。

【委員】 まずは、御礼を申し上げたいと思います。

24ページです。実は、水質事故の話をもっと最初に申し上げて、その後、こんな話がどこかへ飛んでいたなと思っていたのですが、お書きいただいたので、まずはありがとうございますと申し上げておきたいと思っております。

あと、22ページの真ん中に赤字で書き加えていただいた水防の関係です。これはこれで書き方としておかしいとか何とか言っているんじゃないんですが、実は、水防演習ということ、これは余分な話ですから、ここで直接どうしていただきたいという話じゃございません。水防演習というのをよくやっているんでございますが、そのとき水防団の皆さん方にやっていたという手法というのは、土のうを積んだり、月の輪をつくったりというのは、多分、どこでも実践的に役に立つと思うんですが、それ以外のものがどうも、水防団の皆さん方に言わせると何の役に立つんかいなという気持ちが出てきていると思うんです。おそらく、私どもが1都6県でやっているものと同じようなものをやらせていただいているということからいいますと、役に立つものだと思っているんです。ですから、具体的に役に立つんだということをもうちょっとどこかでそういうことをPRしていただければ、こういうことで、こういうときに、こういうふうに関与したんだよということをしていただけるとありがたいと思っております。

若手の水防団が入ってきたときに、何でこんなものやっているんだいという話がよく出てきちゃうものですから、多分、役に立っていると思っておりますので、そこら辺はPRしていた

できればありがたいなど。

それから、前へ戻って申しわけないんですが、18ページの③に書いてあります、発注手法の工夫等についても検討に努めてほしいということ、これはぜひともお願いをしたいと思っています。何かといいますと、今回、経済対策も含めて少し仕事をやろうとしたときに、やはりとがめが出てきました。実際、人がいないよという話が相当出てきてしまっていて、おそらくお調べいただいていると思いますし、前にもお話ししたかもしれませんが、建設技術者の有効求人倍率が極めて高くなってしまっている。2.何倍。具体的に言いますと、1月現在で2.83倍です。東北という意味ではなく全国ベースです。土木作業員でも1.94倍という数字が出てきちゃってしまっていて、まさに体力が弱りきっちゃっているという状況だと思っています。水害のときに地元で助けてくれる、手伝ってくるのはどうしても地元の業者さんなものですから、実際に努めていただきたいということでお願いをしたいと思います。

最後に環境の話を申し上げさせていただきます。27ページです。先ほどのところで、特に生物多様性に関してという中で、ここは余分じゃないかという話もありましたが、「個々の現場での個別対応になるなど戦略性に乏しく」と書いてしまうと、ちょっと書き過ぎかなという感じもいたします。個々の現場で一生懸命戦略的に考えていただけているのかなという感じもするので。一番下のところで、「それを実現するための具体的な手段を体系化して河川管理の現場に提示・ルール化することは重要な課題である」ということはまさにそのとおりだと思います。多分、うちの地元の江戸川の事務所さん、遠慮深くあまり言ってないと思いますので、委員長、よろしければ、私、前回、江戸川でお話しした話はこういう話なんだよというペーパーを一枚紙でお持ちしていますので、お配りだけさせていただきますればと思いますので、お願いいたします。それだけです。

【委員長】 ただいまのご意見について、お答えすべきことについてお願いします。

【事務局】 まず、最後のところにつきましては、ご意見を踏まえて修正をさせていただきたいと思います。水防のところ、維持管理のところにつきましても、どのような形で対応があるかということも内部で相談させていただきまして、必要な対応をさせていただきたいと思います。

【委員】 このペーパーの裏側の絵を見ていただきますと、まさに、〇〇先生がおっしゃっていただいた治水と環境を一緒にやっているという形でございまして、写真の中を点々でくくった部分にワンドをつくっているんです。この土を使って、その下のほうは線

が太く、黄色っぽく出ていますが、これは例の首都圏の水防対策のために堤防を強化しているところで、その材料にワンドで掘った土を使い込むという形でやっている。ここにできたワンドの中で丸が書いてありますが、このワンドのところだけでこれだけ、冬場、特に1月ですから水が濁水で、おそらく川から縁が切れていると思いますが、その時点でもこれだけの魚がいます。タイリクバラタナゴがいますというのがみそでして、まさに二枚貝がいるので、これがいるんだよという話になっているということでございます。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

河川環境に関して2つ話題がありましたので、このところだけ私の意見を申し上げます。この文は、生物多様性をやらなければ総合的な河川管理ができないように読めてしまうんですね。生物多様性を検討するというのは重要だというのはわかるんですが、書き方としてこれをやった上で、その上でと書いているんです。ふだんの仕事の中で一緒に考えてやっていくものはいくらでもあると思うんですが、この書き方でよろしいのでしょうか。事務局、説明をお願いします。

【事務局】 生物多様性の戦略みたいなものをつくらなければ河川環境の整備保全が出来ないということではありませんで、委員長がおっしゃるような話でございまして、一つのツールといいますか、こういう手段をもって我々としての河川環境の整備保全の実現を図りたいという主旨でございます。少し表現を考えさせていただきたいと思います。

【委員長】 内容はこれでいいと思うのですが、ただ、普段やっていることを否定しているようにもとれちゃうんですね。検討をお願いします。

【事務局】 検討させていただきたいと思います。

【委員長】 よろしくをお願いします。

ほかにはいかがですか。

どうぞ、〇〇委員。

【委員】 前回、発言をしておりました、水防団と消防団のところを追加していただいております。8ページでしたか、ここはよかったんですけども、先ほどの22ページの追加の分です。22ページの(2)①の赤ポツの「水防活動の重要性と、それを支える水防団」と、ここはまた消防団が抜けておりますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、私が気になることは、28ページの一番最後の締めくくりの部分です。魅力あ

る河川を残していくためにというところで、28ページは、まちづくり等と一体の取組ということで、大都市の河川環境をよくしていきたいということのようです。世界の大都市ではこういうふうになって、多くの人に親しまれるような環境が形成されていると。一方、日本の大都市の河川は、残念ながら非常に劣悪な環境にあると言わざるを得ないということから、締めくくりで、大都市では都市の再構築はいろいろな形で進められているので、それと一体となった川づくり、これも歴史・文化のある都心にふさわしい魅力と品格を備えた川づくりが進むように、いろいろな機会を踏まえて民間企業との連携等の視点を重視をしてということも書かれております。

一番最後に、大都市の問題として書かれていることが少し寂しいなという気がしてなりません。これは河川全体にわたっての取組というのでしょうか、そういう締めくくりであってほしいなという地方の願望のようなことですが、すけれども。

【事務局】 わかりました。ご意見を踏まえて、考えてみたいと思います。

【委員長】 直方市のまちづくりと川づくりを両方見せていただいたときに話題になったのは、街の下水道整備が進んでいくときに、遠賀川も上手にそれを利用すれば、多分、遠賀川への排水施設があんなに沢山なくてもうまくいくとか、そういう議論が出ていたんです。まさに、地方でもそういうところも含めて、確かに都市と同様に議論していくべきものはあると思います。よろしくお願いします。

では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 〇〇です。まず、25ページ以降、赤で加えていただいた計画規模を上回る洪水への対応についてしっかりと書いていただいたのは、非常によかったなと思います。

少し表現で気になるのは、23ページ、3の(1)の③市民団体等の管理における位置付けの明確化とありますが、これはこれで結構ですが、地元住民にできるだけモニタリング的な意味でも、ふだんの維持管理とかの形で参加してもらうことがいいと思うんです。それは維持管理コストの節約という意味でもいいですし、川への理解を深めるという意味でも非常にいいことだと思うんですが、それが市民団体という言葉だと、このあたりを読むのは苦しいような気がして、ほかを探したんですが、地元住民というのはどうもないような気がするんですが、そこら辺をもう少し。市民団体というと一般の住民が入らないような気がします。ですから、一般の近くの住民たちが参画できるということが読めるような表現の工夫があったほうがいいと思います。ほかでも市民団体という言葉が、15ページの真ん中にもありますが、地元住民などが読めるような工夫が要だと思います。そのために

も、10ページの下にあるような管理の必要性、重要性を積極的に広報していくということが必要なのも、技術者を募るというだけではなくて、地元の人々の理解を深めるということもあると思います。

それから、発注方式の工夫について書き込んでいただいたのは非常に結構と思います。

細かい話ですが、6ページの(5)でブルーで書かれていることはこういうことだと思いますが、読み方によるとちょっと厳しい気もします。「中長期的な視点から必要な投資の平準化を検討し、全国の河川を適切に維持管理・更新していくマネジメントは行われていない」というのは言い過ぎな気がします。意識せずとも、それなりに適切にやっているのではないかと思いますので、もし、書くのであれば、そういう体系的なマネジメント手法は導入されていないとか、そういう主旨でないかと思いますが、ちょっと検討していただければと思います。

以上です。

【委員長】 ただいまの件、いかがでしょうか。

【事務局】 まず、前段の地域の方々のお話ですが、今、委員のご指摘の主旨は、11ページ中段に「また」というところがございます。これは2、3回前の委員のご意見で追記しているところでございますが、地域の建設業者と河川に愛着を持つ地域の市民団体等ということになってございまして、確かに自治会等の住民団体とかはなかなか読みにくい、見えにくくなってございます。そこら辺は今のご意見を踏まえて修正をいたします。

【委員】 ここですね。今、言われたところは確かに、地域の河川の特性に精通した…、河川に愛着を持つ地域の市民団体等で読めるのかもしれませんが、ここに書いてあるのは災害のことだけですよね。ふだんの維持管理が読めるのか……。

【事務局】 わかりました。確かに、冒頭の書き出しが建設業者さんの上が災害等の応急対応という形になっておりますので、今ほどのご主旨がわかりやすいようにこのところは修文をさせていただければと思います。決して、自治会とか地域の方々がやっている活動を軽んじているという主旨ではございませんので。

それから、具体的な取組のところは、それを受けた内容として18ページの③の2番目のポツがその内容になってございます。ここも市民団体等になってございますので、今のご主旨を踏まえた修正をさせていただければと思います。

6ページのマネジメントの部分はご指摘のとおりでございますので、ご意見を踏まえた修正をさせていただきたいと思います。

【委員長】 よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】 たびたびすいません。さっきの〇〇委員の意見でふと気づいたんですが、28ページの(2)のタイトルが「まちづくり等」となっているんですが、まちづくり以外は何か入っているんですか。文章を見ると、全部まちづくりと一体となったので、まちづくり以外は特に入っていないように見えるんですけども。

【事務局】 等は、例えば、企業のいろいろな活動とか、まちづくり以外でもあるかということで一応等をつけさせていただいてございますが、そんなに深い意味があるというものではございません。

【委員】 もし、何かイメージがあるなら、そういうことも書いてもいいのかなと。

【事務局】 いずれにしても、こちら辺は先ほどのご意見を踏まえて、全体を少し見直しをさせていただければと思います。

【委員】 ありがとうございます。

【委員長】 私も二点、三点気になることがございますので、意見を述べます。

26ページ、「治水施設等による対応」が書かれています。2行目、現況の治水安全度や計画規模を上回る場合には、現況の治水施設の持つ機能を十分に把握し、その上で流域全体において役割分担等を改めて検討することが課題となる。これはこのとおりだと思うんです。けれども、この考え方は現況の治水安全度や計画規模を上回る洪水だけでなく、ふだんからこういうことを実行するトレーニングをやっておかないと、急に言われてもすぐに対応できない。すなわち、今、整備計画をやっているときに、川をどうやってつくるのかとか、今までやってきた事業をただ延長して考えるのではなくて、超過洪水に対応するものも考慮に入れて一連のものが連続してあるんだということを意識していただかないと、技術がそこでとまってしまうということがあります。川づくりの全般に関わる場所であるのでその辺をしっかりと触れてほしい。

というのは、どこかに書いてあったのですが、これまで行われてきた経年的、歴史的な河道整備についてちゃんと調べると書いてあるんです。調べるだけではだめで、今後は治水と環境を一体的に考えて総合化するんだというときに、歴史的にどうやって川ができてきたのということをわかった上でそれをやらなければなりません。具体的に、多摩川では今、そういう議論が出始め検討されているわけです。環境でやった事業と治水でやった事

業がありますが、河道が著しく変化して来たために、両者を一体的にやらないと、両方もうまくいかないということが出てきています。これはどうしてそんな川になったのかというのが経年的に調べないと、多分わかりにくいので、河川環境について治水との一体の問題として超過洪水対策も含めて触れていただきたいというのが1点目です。

2点目ですが、先ほど、〇〇委員の24ページの取組のフォローアップについてのご意見に対するのところで、事務局のお答えについて、河川管理の場合はちょっと注意して書いたほうがいいなということで申し上げたいんです。PDCAをちゃんと考えるべきだというご意見についてです。2つありましたよね、戦略的な維持管理というところ。その2つ目の構造物、樋門、樋管とかについてはPDCAでいくべきだと思うんですが、河道について、これがほんとうにPDCAにすっきりとのるのか。すなわち、全体としてシステムとしてそれがどうなっているのという話になるので、単体として考えられないものをPDCAにのせるというのは少し無理があると思いますので、ぜひ、そこは書き方を工夫していただきたい。これは非常に大事なご指摘なので、どう書くかというのは戦略的な川づくりで問われることだと思います。お願いしたいというのは2点目です。

3点目は少し小さくなりますが、19ページです。小さいながらも非常に大きいなと思っていますのは、許可工作物の確実な維持管理のところですか。ここに許可工作物を管理している人も含めて、河川管理者とか道路管理者、都道府県、企業等も一緒になって役割分担でやっていくんだということは最初のほうに書いてあって、その次に、円滑化、適切な是正措置等を図るように協議をして、設置責任者の原則のもとにというのが書かれているんです。

これを読んでいて前向きだなと思うんですが、私はもっと踏み込んでいただきたいと思うのは、前回か前々回に申し上げたんですが、許可工作物は許可者は許可されたところしかいじれないというような暗黙のルールに近いものがある。そのために前半で一緒にやりなさいと書いてあるんですが、これが何を言おうとしているのかがなかなかわかりにくい。もっと素直に、許可工作物を管理している人の持っているものが川に悪さをする場合もあるし、そこを直せば川としての安全度を増すとか、いろいろな意味でいいところがあると思うし、逆もあると思うんですが、川の安全性改善のためにも許可工作物をそこだけの改修で終わらせないで、もう少し広い範囲で行えないのか。ここはきっと法律にかかわってくるのかもわかりませんが、そのところを少しわかりやすく、かつ踏み込んで書いていただきたいというのが私の希望です。

今申し上げたようなことはどのようにお考えなのか、聞かせていただければと思います。

【事務局】 まず、一番最後の部分でございますが、ご主旨としては、②の最初のポツでございますが、一連の河道を制御する対策は合理的な場合も考えられると、そのもとで適切な役割分担により対策を実施するということで、主旨としてはそういうご意見を反映させるつもりでございますが、わかりやすくということで、もう少し平易な形に表現を変えらるということで修正をすればよろしいでしょうか。

【委員長】 許可工作物については、許可されている方々がそこを安全にして、かつ、機能性を持たせるように修理することになるのですか、そのときは河川管理者と協議してやるわけですよね。河川管理者の許可のもとにやると思うのですが、河川管理をする方々がその工作物の周辺しか見ないで、ここを修理せよと言っていないのかと。お金の負担の問題はあるんですが、川をよくしたり安全にするというのはもともと大事なことで、環境的にもよくするというのは大事なことです。そう考えると、許可工作物、特に横断工作物の安全性と川のつくり方の関係をどう見るのという河道全体に響いてくる話だと思うんです。そここのところをもうちょっと工夫できないんでしょうかというのが、質問の主旨です。この辺はどうお考えになるのかということです。

【事務局】 まず、通常、例えば、橋、堰であったり、基本的に占用していただいている場所での対策というのが基本で今までやってきてございますので、先生のおっしゃるような、もう少し広い目を見たときの対応のほうが合理的であれば、今後、そっちに対応を移していくということは、当然、合理的な方法として考え得ると思っております。そのときにどういう役割分担の仕方があるのかとか、あるいは手続としてどういうものを組み込むのかとか、ここは検討する部分があるかと思いますが、これは多分、法律を変えるとかそういうことではなくて、考え方、やり方を整理するということになっていくと思いますので、まさにここに書いたような方向で我々としても個々の現場の取組を進めていって、ルールをつくっていくという形になっていくのかなと思っています。

【委員長】 この辺は都道府県にもかかわってきますよね。

〇〇委員。どうぞ。

【委員】 今、委員長が言われたところは、多分、私が言った意見を踏まえて入れてくれていると思いますので、私のもともとの主旨をお話したいと思います。

許可工作物について、例えば、一連の河川があって流下能力が不足しているので拡幅したりしますが、そのときに橋梁のところが残されてしまって、中抜けのような形になるケ

一スがままあるんです。そのときに橋梁を改築して川幅を広げようとする、例えば、鉄道橋であれば鉄道管理者と費用負担を合意しなければいけない。なかなか鉄道側がつき合えない場合は、そこだけがネックでずっと何年も残るんです。そういうときに、本来であれば、許可工作物ですから、河川法で監督処分なり、極端に言えば、行政代執行も不可能じゃないと思うんです、理屈で言えば。でも、現実にはそこまでなかなかできない。そういうのを何とかしてくれないかというのが1つ。

もう一つは、もともと構造令違反の不法工作物的なものをどうするかという問題。それから、全く構造令上も何も違法ではない適法な工作物なんだけれども、たまたま河川が自然のもので、洪水等によって河床が掘れていくということで、もともと安全だった川が河床の変動等によって非常に危険になってきている。そのときに根入れとか、ピアを改築するとか、そういうことをやってもらいたくても、橋梁管理者がやってくれない。そういうときに強制するような手だてが必要じゃないかということで、許可工作物の安全性向上のための施策ということで、これを書いてもらっていると思うんです。そういうことが読めるようにしたほうがいいと思います。

【委員長】 どうぞ、〇〇委員。

【委員】 〇〇です。

今、〇〇先生がおっしゃったように、おそらく連携という言葉がわかりにくいのではないかと思います。多分、許可工作物の管理者の安全性の考え方と、河川管理者の安全性の考え方にギャップがあるだろうから、そこをよく現場、あるいは、本省レベルという言葉は変えていただいたほうがいいと思うんですけれども、政策レベルのところ、本当にここは安全なんですかという問いかけに対して、河川管理者なり許可工作物の設置者が同一の認識を持たなければいけないということだと思えます。もう少しこの言葉を説明していただいて、お互いきちんと情報交換をして、直すべきものは直すように、認識しなきゃいけないということなんだろうなと思います。

【委員長】 わかりやすく言っていただいて、ありがとうございます。私もそういうことで安全で良い川になるなと思っていますので、ここはご検討をお願いしたいと思います。

今日は出来れば35分ぐらいまでに終わりたいと思っています。一通りご意見をいただいています、今日は最終の答申を出したいと思っているのですが、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、議論も一通りお出しいただいたと思いますので、本日いただいたご意見に従って、事務局におかれては答申案を修正いただきたいと思います。先ほどご説明したように、本日の審議をもって答申をまとめたいと思いますが、文面の修正は私に一任していただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただき、本日の審議を踏まえて修正し、私が確認することとしたいと思います。

確認後は、速やかに事務局より委員の皆様にご報告するとともに、公表することにしたと思います。

議事の（４）その他となっておりますが、事務局は何かございますか。

【事務局】 特にございません。

【委員長】 それでは、各委員には大変熱心にご審議をいただきました。ありがとうございました。これにて本小委員会の審議を終了することになりますが、小委員会を閉じるにあたりまして、委員の皆様へお礼も兼ねまして、私よりご挨拶を申し上げたいと思います。

今回、扱った河川管理のテーマは非常に広くて、本質的なものです。それだけに、河川管理者は、いろいろ努力され、やってきてはいるんですけども、不十分なところが多々見えてきています。それを今回の小委員会で、いろいろな面から議論していただき、制度、基準等も含めて、そして、法律まで含めて制度整備をしようとしております。大変意味のあった委員会の議論であったと私は思っています。委員の皆様にお礼を申し上げたいと思います。

さらに、この委員会によりまして、今後、水管理・国土保全局が河川の他、下水道、水資源部局も含めて、広く川の問題、水の問題を議論していくための方向づけ、こういうことをやりなさいということはこの小委員会が答申の形で出させていただきました。私も委員会をいろいろやらせていただいていますけれども、今回は私も相当力が入りました。皆様にはそれをしっかり受けていただきまして、河川行政のこれからの大きな課題に向かって、検討していただけることは大変喜ばしいことだと思っております。

フォローアップということをこの答申の中で書いていただきました。これは委員会としての答申でありまして、これを大臣に答申するわけですが、これまでは予算面の制約とか人の制約とかがあったため実行出来ないことも多かったのですが、時代が今、まさに私た

ちに対して防災をしっかりやろう、老朽対策をしっかりやれという時代で、河川管理の本質的なところを社会が求めています。行政当局はこれらを実行するという大変重要な責任を持つことになると思いますが、是非頑張って、実行につなげていただきたいと思います。委員の皆さん、委員会をこれまで盛り上げていただきまして、ありがとうございました。

最後に、委員会の閉会に当たりまして、事務局にも一言、ご挨拶をいただきたいと思います。

【事務局】 本日は本当にご熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございました。まだまだ議論し尽くしていない部分が多いなということを感じましたが、今日いただいた意見、できるだけしっかり我々は受けとめて、修正すべきところはしっかり修正させていただいて、できるだけ先生方の思いのこもった、しっかりとした答申にしていきたいと思っております。また、その点につきまして、ご協力をいただければと思います。

おかげさまでこういった答申に基づいて、今、法案の準備を進めておりまして、4月5日に閣議決定というスケジュール感で準備を進めてきております。

この間、大臣にもご説明したところ、いろいろなものが入っているなどと言われましたけれども、逆に言うと、今、このタイミングで非常に重要なものはみんな盛り込んだつもりですというところで、大臣にもお話をさせていただきました。

大臣は土木のご出身で耐震工学をやってこられた方で、防災、減災、老朽化対策を一日に何回も何回も発言されまして、我々も後押しをいただいていると思っておりますが、今回の答申でしっかりこれから取り組んでいくべきことの一つ一つ、ここにいる者が自分たちの責任というふうに受けとめてやっていきたいと思っております。

それから、今、委員長からもお話がありましたとおり、今後、取り組むべき方向、課題がすごくクリアに整理していただけたなと思っております。それをよかった、よかったで済ましてはいけないわけでございまして、これをしっかり受けとめて、次、これらの課題の解決に我々は全力を尽くしていこうというふうに思っております。またさらに、フォローアップのお話を〇〇先生からいただきましたけれども、しっかり課題の解決に当たりながら、今まで行ってきたことをちゃんとフォローアップして、必ずフィードバックしながら、よりよい水行政・河川行政につなげていきたいと思っております。

今後とも、これが終わりではなくて、これから新たな水行政・河川行政の始まりだと思って、しっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きのご助言、ご指導

をお願いしまして、私からの御礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

【委員長】 ありがとうございました。

最後に、本日の議事録につきましては、内容について各委員のご確認を得た後、発言者の氏名を除いたものを国土交通大臣官房広報課及びインターネットにおいて一般に公開することとします。

本日の議事は以上でございます。

【事務局】 大変ありがとうございました。

それでは、閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —